

助成対象期間中に手帳所持者が亡くなられた場合

亡くなられた前日までの給油分を請求することが可能です。

＜必要書類について＞

通常の燃料費請求に必要な書類以外に加え**以下が必要**となります。

書類	来所する場合	郵送する場合
死亡日がわかる書類の 写し（死亡届、戸籍謄本）	写しを持参	写しを郵送
新債権者（遺族代表者）と 亡くなられた方との関係 がわかる書類の写し （戸籍謄本）	写しを持参	写しを郵送
申立書 （記入例を参照してくだ さい）	原本を持参	原本を郵送
口座の預金通帳 （新債権者の通帳）	原本を持参 ※新債権者（遺族代表）の 方の通帳が必要	写しを郵送。 ※新債権者（遺族代表）の方の 通帳の銀行名、支店名、口座番 号、口座名義のわかるページ

※手帳及び車検証の**写しがない場合は中北保健福祉事務所より関係機関へ確認を行います**
ので、ご承知おきください。

記入例

申 立 書

山梨県知事 殿

債権者 (中北 太郎) の燃料費請求について

私は、債権者 (氏名: 中北 太郎 住所: 〇〇市△△1-1) の
(長男)にあたります。

債権者が該当していた手帳は ※(身障1級・身障2級・療育A) でした。

△△ 年 〇 月 × 日に債権者本人が死亡しましたが、私が代表者として、本人の生前の燃料費を請求いたします。

なお、この請求に関しては、私が一切の責任を負います。

令和 △△ 年 〇 月 × 日

住所 〇〇市 ××2-2

氏名 中北 一郎

印

※ 該当する手帳に○を付けてください。

(添付書類)

- ① 債権者の死亡日がわかる書類の写し
- ② 戸籍謄本の写しなど、債権者と代表者の関係がわかるもの
- ③ 口座振替支払変更届 (債権者本人が、請求後に死亡した場合)